

奈井江町中小・小規模企業振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈井江町中小・小規模企業振興基本条例（令和7年条例第11号、以下「条例」という。）第4条第1項に規定する町の責務に基づき、本町において事業継続及び新たに事業を行おうとする者に対し、必要な支援措置を講ずることにより、円滑な経営資源の引継ぎ及び創業を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 条例第2条第1号に定める者をいう。
- (2) 事業承継者 中小企業者等から事業を承継後2年以内の者（企業への事業承継を除く。）又は事業を承継する予定の者として町長が認めた者（共同経営は1事業とみなす。以下この条において同じ。）をいう。
- (3) 新規開業者 町内で新たに事業を開始するものとして町長が認めた者をいう。
- (4) 既存中小企業者等 既に町内で事業を営んでいる中小企業者等
- (5) 新分野進出者 町内の既存中小企業者等が日本標準産業分類の大分類で異なる事業を新たに行うものとして町長が認めた者をいう。
- (6) 親族 2親等以内のもの及び配偶者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、町は予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (1) 経営自立助成事業 事業継承及び新規開業に必要な土地又は建物の取得費、建物の改修費及び事業用設備の取得費に対する助成事業
- (2) 事業承継助成事業 円滑な事業承継の取組に対する助成事業
- (3) 資格取得助成事業 事業承継、新規開業及び新分野進出に伴う必要な資格取得等の事業に対する助成事業

- (4) 経営持続助成事業 事業継続に向けた経営革新の取組事業に対する助成事業
- (5) 新分野進出助成事業 新たな事業分野の展開等に対する助成事業

(補助対象経費等)

第4条 前条に規定する補助対象事業の対象経費、補助等の基準及び補助対象者は別表1のとおりとする。ただし、国、北海道及びその他団体等における補助金等の対象事業は、本補助金の対象外とし、町から交付される他の補助金等で行う事業の場合は、補助対象経費から当該交付額を減じた額を補助対象経費とする。

(補助対象者の要件)

第5条 前条に規定する補助対象者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 別表2に該当しない業種であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第6号に規定する暴力団員及び奈井江町暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第4号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (3) 町税等に滞納がないこと。
- (4) 奈井江町商工会の会員又は会員になることを確約した者であること。

(事業承認申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業の開始前に事業承認申請書(様式第1号)に必要な添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

(事業承認審査及び決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査会を開催し、申請内容について必要な調査及び審査を行い、町長に意見を述べるものとする。

- 2 町長は、審査会の意見を踏まえ交付対象事業決定の可否を決定し、申請者に事業承認(不承認)決定書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 審査会は、奈井江町、奈井江町商工会、奈井江町指定金融機関で組織する。ただし、審査会が必要と認めるときは、識見のある者等を審査会に加えることができる。

(事業変更申請)

第8条 前条の規定により補助事業の承認決定を受けた者（以下「事業承認者」という。）が承認された補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに変更承認申請書(様式第3号)に変更等の内容が分かる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更承認申請書を受理したときは、承認の適否を決定し、事業承認者に事業変更承認（不承認）決定書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告及び交付申請)

第9条 事業承認者は、当該事業が完了したときは、実績報告書兼補助金交付申請書（様式第4号）に必要な添付書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金交付額の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付額決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による交付額決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長に補助金請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類を補助金の交付決定を受けた日から起算して5年間保管しなければならない。

(調査報告)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な調査を行い、報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 町長は、補助事業者が、交付決定の日から5年以内に次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第5条各号の要件を欠くにいたったとき。
- (2) 町内での事業経営を廃止したとき。
- (3) 補助金の交付を受けて取得等を行った財産について、目的外の使用、譲渡、交換、貸付又は処分をしたとき。ただし、あらかじめ、町長の承認を得た場合を除く。
- (4) 偽り等不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他交付条件に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、交付の日から当該取消しを受けるまでの期間に応じて、既に交付した補助金の額に別表3に掲げる割合を乗じて得た額を返還しなければならない。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 町長は、第1項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第8号）により補助金の交付を受けた者に通知しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(令和7年度の特例)

2 令和7年度の補助金の交付に限り、第6条の規定にかかわらず、事業の開始後に同上の事業承認申請を提出することができるものとする。この場合において、事業承認申請を提出できる事業は、条例の施行後に開始されたものに限る。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	対象経費	補助等の基準	対象者
(1) 経営自立助成事業	事業承継及び新規開業に伴う土地・建物(ただし、住宅居住部分を除く。)取得費、建物改修費及び設備取得費・更新費(住宅設備を除く。)	土地建物取得費の 1/2 以内 限度額 200 万円	事業承継者 (親族を除く) 新規開業者
		建物改修費の 1/2 以内 限度額 100 万円	事業承継者 新規開業者
		設備取得費・更新費の 1/2 以内 限度額 200 万円	事業承継者 新規開業者
(2) 事業承継助成事業	事業承継に伴う経費(法人登録等)	支出経費の 10/10 以内 限度額 50 万円	事業承継者
(3) 資格取得助成事業	業務に必要な資格の習得及び技術向上の研修等にかかる経費(旅費は除く。)	資格習得経費の 1/2 以内 1 事業者の限度額 30 万円	事業承継者 新規開業者 既存中小企業者等
(4) 経営持続助成事業	中小企業等の事業継続を図るための効率改善や生産性向上につながる設備導入・更新費(下限 10 万円) ※汎用性のあるものを除く。	事業費の 1/2 以内 1 事業者の限度額 50 万円	既存中小企業者等
(5) 新分野進出助成事業	新分野進出に必要な店舗開設経費、設備投資に係る経費	店舗開設経費・設備投資費の 1/2 以内 限度額 100 万円	既存中小・小規模企業者(新分野進出者)

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象外とする業種(日本標準産業分類等に準拠)

(1) 農業及び林業
(2) 漁業(水産養殖業を除く。)
(3) 電気業(発電所に限る。)
(4) 金融業
(5) 医療及び福祉
(6) サービス業(政治、経済、文化団体、宗教に限る。)
(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。)第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する風俗営業
(8) その他町長が認めたもの

別表 3 (第 15 条関係)

期間	返還割合
交付決定日から 3 年以内	100 分の 100
3 年を超え 5 年以内	100 分の 80